

別添 3

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条の規定に基づき、無線機器型式検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別添 3

各 出 後

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種	条件
[略]	[略]
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	<p>1 P O N電波 <u>2.9GHzから3.1GHzまで</u>若しくは<u>9.3GHzから9.5GHz</u>までを使用するもの又はP O N、Q O N電波及びV O N電波 <u>2.9GHzから3.1GHzまで</u>若しくは<u>9.3GHzから9.5GHzまで</u>を使用するものであること。</p> <p>2 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。</p> <p>3 設備規則第48条第1項2号及び第6号イ並びに第2項第1号から第5号まで、第6号ハ(2)、第8号から第12号まで及び第14号の条件に適合するものであること。</p> <p>4 設備規則第48条第2項第13号に掲げる装置を備え付ける場合は、当該装置と連動して方位、位置、船舶認識等を得ることができること。</p> <p>5 1から4までの条件のほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</p>

[注 略]

別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除く。) の機械的及び電氣的条件 (第2条関係)

機種	試験方法		条件
	[略]	[略]	
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	1 振動	J I S F0812の「8.7 振動試験」によること。	<p>1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</p> <p>2 始動してから4分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>(1) <u>周波数及び指定周波数帯は、設備規則別表第1号注29の条件に適合すること。</u></p>
	2 注水	J I S F0812の「8.8 注水試験」によること。	

各 出 後

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種	条件
[同左]	[同左]
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	<p>1 P O N電波 <u>2.92GHzから3.1GHzまで</u>、<u>5.46GHzから5.65GHzまで</u>若しくは<u>9.32GHzから9.5GHz</u>までを使用するもの又はP O N、Q O N及びV O N電波 <u>2.92GHzから3.1GHzまで</u>を使用するものであること。</p> <p>2 設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。</p> <p>3 設備規則第48条第1項3号及び第7号イ並びに第2項第1号から第4号まで、第5号ハ(2)、第7号から第11号まで及び第13号の条件に適合するものであること。</p> <p>4 設備規則第48条第2項第12号に掲げる装置を備え付ける場合は、当該装置と連動して方位、位置、船舶認識等を得ることができること。</p> <p>5 1から4までの条件のほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。</p>

[注 同左]

別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除く。) の機械的及び電氣的条件 (第2条関係)

機種	試験方法		条件
	[同左]	[同左]	
船舶に設置する無線航行のためのレーダー	1 振動	J I S F0812の「8.7 振動試験」によること。	<p>1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。</p> <p>2 始動してから4分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。</p> <p>(1) <u>指定周波数帯の幅は、次表の左欄に掲げる使用周波数の区別に従い、同表の右欄に掲げる値の範囲内にあること。</u></p>
	2 注水	J I S F0812の「8.8 注水試験」によること。	

別添 3

3	連続動作	デジタル選択呼出装置の機器の2に同じ。	[削る]
4	温度	J I S F0812の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。	
5	湿度	J I S F0812の「8.3 高温高湿試験」によること。	(2) スプリアス発射又は不要発射の強度は、設備規則別表第3号の条件に適合すること。 <u>ただし、本測定は、常温常湿のみの測定で可とする。</u>
6	その他	1から5までの試験方法のほか、別に告示する試験方法により試験を行うこと。	(3) 空中線電力の偏差は、設備規則第14条の条件に適合すること。 (4) 探知性能は、設備規則第48条第2項第6号イ、ロ又はハ(1)の条件に適合すること。 (5) 分解能は、設備規則第48条第2項第7号の条件に適合すること。 (6) (1)から(5)までの条件のほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

[注 略]

[別表第三号～別表第七号 略]

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	内容	記号
[略]	[略]	[略]
6 周波数	[略]	[略]
	船舶に設置する無線航行のためのレーダー	2.9GHzから3.1GHzまでの周波数の電波を使用するもの

3	連続動作	デジタル選択呼出装置の機器の2に同じ。		使用周波数	指定周波数帯の幅
4	温度	J I S F0812の「8.2 高温試験」及び「8.4 低温試験」によること。		2.92GHzから3.1GHzまで	100MHz
5	湿度	J I S F0812の「8.3 高温高湿試験」によること。	(2) スプリアス発射又は不要発射の強度は、設備規則別表第3号の条件に適合すること。	5.46GHzから5.65GHzまで	120MHz
6	その他	1から5までの試験方法のほか、別に告示する試験方法により試験を行うこと。	(3) 空中線電力の偏差は、設備規則第14条の条件に適合すること。 (4) 探知性能は、設備規則第48条第2項第5号イ、ロ又はハ(1)の条件に適合すること。 (5) 分解能は、設備規則第48条第2項第6号の条件に適合すること。 (6) (1)から(5)までの条件のほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。	9.32GHzから9.5GHzまで	110MHz

[注 同左]

[別表第三号～別表第七号 同左]

別表第八号 機器の型式に関する記号 (第8条関係)

区分	内容	記号
[略]	[同左]	[同左]
6 周波数	[同左]	[同左]
	船舶に設置する無線航行のためのレーダー	2.92GHzから3.1GHzまでの周波数の電波を使用するもの 5.46GHzから5.65GHzまでの周波数の電波を使用するもの

別添 3

		9.3GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するもの	9
[略]	[略]		
[注 略] [別表第九号 略]			

		9.32GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するもの	9
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[注 同左] [別表第九号 同左]			

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。